

施設等利用給付認定について

<対象者>

子どもが次のいずれかに該当し、保護者（～64歳）のいずれのかたも、下表の理由で家庭での保育ができない場合、施設等利用給付認定を受けることができます。

■認定希望日時点で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日にある（新2号認定）

■認定希望日時点で、満3歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にあり、市町村
民税非課税世帯である（新3号認定）

※保護者（父母）の市町村民税が非課税であっても、同居されている祖父母が課税されている場合、市町村
民税非課税世帯とならない場合があります。詳しくは市役所保育課までお問合せください。

※新3号認定から新2号認定へ変更するための手続きはありません。

保育必要事由	具体的な保護者の保育必要事由	認定期間
就 労	自宅外で仕事をしている場合又は自宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合 【基準】毎月60時間以上（目安：毎月15日以上かつ毎日4時間以上）	認定希望開始月の初日から子どもの小学校就学前日まで
妊娠・出産	母親が妊娠中又は出産前後である場合	出産予定日の8週間前の属する月初日以降から出産日の8週間後の属する月末日以前まで
保護者の 疾病・障がい	保護者が病気、けが又は心身に障がいがあり、常に保育ができない場合	認定希望開始月の初日から医師等の作成した診断書に記載されている期間（最長1年、初回申請した年度以外は毎年11月更新）
同居親族等の 介護・看護	疾病又は心身に障がいを有する同居親族等があり、保護者が常時（目安：毎月15日以上かつ毎日4時間以上）介護又は看護にあっている場合 ※病院への送迎等は該当しません。	認定希望開始月の初日から左の状態が継続すると見込まれる期間
災害復旧	災害（火災、風水害、震災等）の復旧にあっている場合	認定希望開始月の初日から在学証明書等に記載されている期間（最長1年、初年度以外は毎年5月更新）
就 学	学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学することを常態としていること、又は職業能力開発促進法に基づく職業訓練等を受けている場合（目安：毎月15日以上かつ毎日4時間以上）	勤務先から交付された育児休業の通知に記載されている終了期間の前月末日（育児休業終了日が末日の場合は当月末日）まで
保護者の育児休業	育児休業取得時に3歳児以上の児童で、施設を利用しており継続して保育が必要な場合、又は小学校就学までに育児休業復帰をし保育が必要となる場合 ※0歳児から2歳児までは対象となりません。	

※就労する予定の場合（求職活動）も申込可能ですが、認定後3か月以内（妊娠・出産認定後は1か月以内）に就労を開始し、就労証明書を提出されない場合、以後の継続認定は認められません。

※「リフレッシュ」による利用の場合、対象となりません。（すでに認可外保育施設などの他施設の利用により施設等利用給付認定（新2号認定又は新3号認定）を受けている場合は対象）

※年度更新登録（毎年3月頃実施）の際、保育の必要性を確認するため、各種証明の提出をお願いしております。